



令和6年 (2024年) 2月9日(金)

No. 16076 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆コンピュータ・プログラムの著作物性…… (1)

☆オーロラ活動と中国電力送電網の関係…… (9)

コンピュータ・プログラムの著作物性

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 法令の規定

(1) 著作権法

著作権法10条1項9号に「プログラムの著作物」が著作物の一つとして例示されている¹。2条1項10号の2は、「プログラム」を「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」と定義している。このように、コンピュータ・プログラムは、著作権法によって保護の対象

となる著作物となり得る。

著作権法2条1項1号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。したがって、コンピュータ・プログラムが著作権法によって保護の対象となる著作物となるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」である必要がある。ここで「思想」には、技術的思想も含まれると解されている。コンピュータ・プロ



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533

Fax 06-6316-5544

www.giplaw-osaka.co.jp

mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治
シニアカウンセラー 弁理士 小野 由己男*

弁理士 夫 世進
弁理士 石川 貴之
弁理士 金 亨泰
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝*
弁理士 岡崎 信治
弁理士 吉田 新吾
中国弁理士 鄭 徳虎

弁理士 福山 正寿
弁理士 金田 祥子
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

弁理士 合路 裕介*
弁理士 香山 良樹
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン*

* 米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)